



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

令和4年度 税制改正の概要

令和3年12月

復興庁

令和4年度税制改正の概要（復興庁関係部分）

令和3年12月
復興庁

1. 福島関係

- (1) 帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の
3年延長

2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- (1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課
税措置の**拡充及び3年延長**

3. その他

- (1) 住宅ローン減税の被災者向け措置の**4年延長**
- (2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を被災者が受けた場合の贈与税の非
課税措置の**2年延長**

※「住まいの復興給付金」について

消費増税に伴う対応の一環として、平成25年度に創設された「住まいの復興給付金」は、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるための給付措置である。

本措置に係る住宅の引渡し期限は、令和3年末までであったが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、一定の期間（既に終了）に契約したものについて、住宅の引渡し期限が1年に限り延長されていた。

今般、外的な要因によりなおも住宅再建が困難な場合に配慮して、岩手県、宮城県及び福島県内に従前住宅が存した場合は令和6年12月31日まで延長するとともに、このうち警戒区域設定指示等の対象区域内に従前住宅が存した場合は令和7年12月31日まで延長する。

1. 福島関係

(※ の省庁が主管省庁)

(1) 帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の延長

<復興庁 要望>

【国税】登録免許税 【地方税】不動産取得税、固定資産税、都市計画税

避難解除区域等^(注)内において、帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合又はその管理を委託した場合において、帰還・移住等環境整備推進法人等の登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を軽減する措置等の適用期限を令和7年3月31日まで3年延長。

(注) 避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

(1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長

<金融庁・復興庁・内閣府・経済産業省 共同要望>

【国税】所得税 【地方税】個人住民税

東日本大震災事業者再生支援機構が支援する事業再生において、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合に、みなし譲渡益を非課税とする措置の適用期限を令和7年3月31日まで3年延長するとともに、産業復興機構^(注)が支援する事業再生にも本特例が適用されるよう適用対象者を拡充。

(注) 東日本大震災における二重ローン問題への対応として、被災事業者の震災前債権を買い取り、事業再生に向けた支援を行うために岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県に設置。債権買い取りは、令和3年3月末で終了。

3. その他

(1) 住宅ローン減税の被災者向け措置の延長

<国土交通省・復興庁・環境省 共同要望>

【国税】所得税 【地方税】個人住民税

住宅ローン減税の被災者向け措置について、控除率を0.9%^(注1)、控除期間を13年、借入限度額を5,000万円^(注2、注3)とした上で、令和7年12月31日まで4年延長（令和7年1月1日以後は、警戒区域設定指示等の対象区域（震災税特法第11条の7第3項）内に従前住宅が存した場合に限られる。）。 * 適用対象者の所得要件は、全国措置と同様。

(注1) 全国措置は0.7%。

(注2) 令和4年1月から令和5年12月までに新築等の家屋に入居する場合（なお、令和6年1月から令和7年12月までにあつては4,500万円。）。これは全国措置における新築等の場合の認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の借入限度額と同額。

(注3) 新耐震基準に適合する既存住宅に入居する場合の借入限度額は3,000万円。

(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長

<国土交通省・復興庁・環境省 共同要望>

【国税】贈与税

被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和5年12月31日まで2年延長。